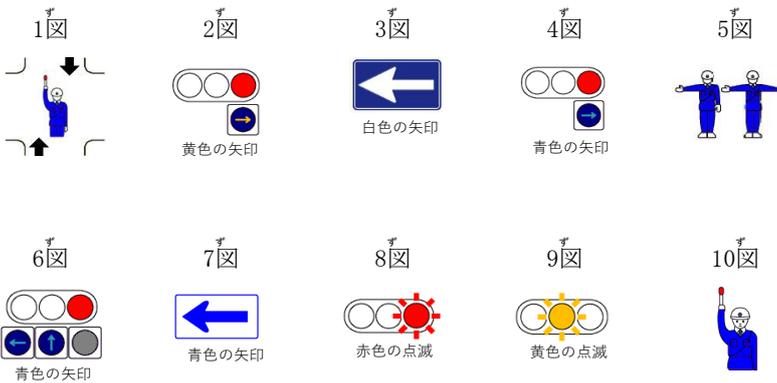


履修番号2

- 問題 1 正面の信号が黄色の点滅をしているときは、車や路面電車は他の交通に注意して徐行しなければならない。
- 問題 2 1図の灯火信号は矢印の交通に対して黄色の灯火と同じである。
- 問題 3 7図の標識は「一方通行」を表している。
- 問題 4 赤信号の交差点で工事中の警備員が進むように合図したので進行した。
- 問題 5 信号機は時差式信号など、特定方向の信号が赤に変わる時間をずらしているものがあるので、運転者は対面する信号を見なければならない。
- 問題 6 交通巡視員は警察官ではないので、その手信号などには従わなくてもよい。
- 問題 7 赤色の灯火の点滅信号のとき車は他の交通に注意して進むことができる。
- 問題 8 2図の信号に対面したときは、自動車は矢印の方向に進んでもよい。
- 問題 9 交差点の手前で対面する信号が黄色の灯火に変わったときは、車は徐行して通行しなければならない。
- 問題 10 6図のような信号のとき、路面電車は矢印の方向に進むことができる。
- 問題 11 停止線のないところの停止位置は、交差点以外で横断歩道も自転車横断帯も踏切もないところの信号機があるときは、その信号の見える信号機の直前である。
- 問題 12 8図の信号に対面する自動車は一時停止をすれば直進することはできるが右左折することはできない。
- 問題 13 9図の信号機に対面する歩行者や車や路面電車は、他の交通に注意して進むことができる。
- 問題 14 3図の標識がある場合は、前方の信号が赤色や黄色であっても、自動車や原動機付自転車は、歩行者などまわりの交通に注意しながら左折してもよい。
- 問題 15 警察官が信号と異なる手信号をした場合は、信号機の信号に従わなければならない。
- 問題 16 二段階右折の原動機付自転車は4図の信号でも、二段階の右折方法で右折しなければならない。
- 問題 17 8図の信号機と一時停止の標識は同じ意味である。
- 問題 18 4図の青色の矢印の信号機は、右折することはできるが交差点の直前で一時停止をし、安全確認をしてから進行しなければならない。
- 問題 19 交差点以外で横断歩道や自転車横断帯、踏切もないところで警察官が手信号や灯火によって黄色または赤色信号を表示しているとき、車は警察官の1メートル手前で停止するのがよい。
- 問題 20 黄色の矢印信号の時は、車は矢印の方向に進行できるが、歩行者は進むことができない。
- 問題 21 黄色の灯火の信号に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができる。
- 問題 22 5図の警察官の手信号の意味は赤色の灯火の信号と同じ意味である。
- 問題 23 10図の警察官の灯火に対面する信号は、信号機の赤信号を意味している。
- 問題 24 交差点に近づいたときに、信号が青から黄にかわったので、一気に加速して交差点を通過した。
- 問題 25 青色の灯火の信号の場合、対面するすべての車は、直進、左折、右折することができる。
- 問題 26 人の形の記号がある信号は、歩行者と横断歩道を通行する自転車に対するものである。
- 問題 27 2図の矢印信号の場合、自動車は矢印の方向に進行できるが、原動機付自転車は進むことができない。
- 問題 28 警察官が正面を向いて腕を横に水平に上げて手信号をしていたので、その交差点を左折した。
- 問題 29 信号機には全方向が一時的に赤信号になるものや、特定方向の信号が赤に変わる時間をずらす時差式のものもあるので、必ず前方の信号を見るようにする。
- 問題 30 黄色の灯火の信号の場合、停止線で安全に停止することができる場合であっても、他の交通に注意して徐行すれば交差点に進入してもよい。
- 問題 31 6図のような青色の矢印の信号機は、直進と左折することができるが、右折するときは、右折の矢印信号がでるまで交差点の中心で停止していなければならない。
- 問題 32 8図の信号に対面した車や路面電車は、停止位置で一時停止をし、安全を確認した後、進むことができる。
- 問題 33 7図の表示板は、前方の信号が黄や赤であっても他の交通に優先して左折することができる。
- 問題 34 車の停止位置は、停止線のあるところでは、その停止線の直前、ないところの停止位置は、交差点では、その直前(交差点のすぐ近くに横断歩道や自転車横断帯があるところでは、その直前)である。
- 問題 35 信号機のある交差点であっても、見通しの悪い場所であれば徐行して通行しなければならない。
- 問題 36 7図の表示板が設置された交差点では、信号機の信号に従うことなく、いつでも左折することができる。
- 問題 37 10図のような警察官の灯火に対面する信号は、一時停止の標識と同じ意味である。
- 問題 38 右折の青の矢印信号の場合、軽車両や二段階右折の原動機付自転車は、右折することができない。

- 問題 39 交差点ですでに右左折している車は、右左折方向の信号が赤でも、そのまま進行することができる。
- 問題 40 4図の信号機に対面する小型特殊自動車は、矢印の方向に進むことができる。
- 問題 41 3図の標識は「左折可」を表している。
- 問題 42 8図の信号機に対面する車は安全確認すれば停止位置で一時停止しなくてもよい。
- 問題 43 青色の灯火の信号は進めの命令ではなく、交通の状況を確認して進むことができるという意味である。
- 問題 44 9図の信号機では、車は一時停止か徐行しなければならない。
- 問題 45 警察官の手信号で、警察官の身体が対面する交通では腕を横に水平に上げているときと腕をおろしているときは同じ意味である。
- 問題 46 歩行者用の信号が赤であったが、子供が急に横断してきたので、一時停止した。
- 問題 47 黄色の矢印信号は、路線バスに対しての信号なので、車は進むことができない。
- 問題 48 10図のような警察官の灯火に対面する信号は、信号機の黄信号を意味している。
- 問題 49 5図の警察官の手信号の意味はどちらも同じである。
- 問題 50 交差点以外で横断歩道、自転車横断帯、踏切もないところで警察官が手信号をしているときの停止位置はその警察官の2メートル手前である。



履修番号2 解答

もんだい 問題 1	×		もんだい 問題 26	○	
もんだい 問題 2	×		もんだい 問題 27	×	
もんだい 問題 3	×		もんだい 問題 28	×	
もんだい 問題 4	×		もんだい 問題 29	○	
もんだい 問題 5	○		もんだい 問題 30	×	
もんだい 問題 6	×		もんだい 問題 31	×	
もんだい 問題 7	×		もんだい 問題 32	○	
もんだい 問題 8	×		もんだい 問題 33	×	
もんだい 問題 9	×		もんだい 問題 34	○	
もんだい 問題 10	×		もんだい 問題 35	×	
もんだい 問題 11	○		もんだい 問題 36	○	
もんだい 問題 12	×		もんだい 問題 37	×	
もんだい 問題 13	○		もんだい 問題 38	○	
もんだい 問題 14	×		もんだい 問題 39	○	
もんだい 問題 15	×		もんだい 問題 40	○	
もんだい 問題 16	○		もんだい 問題 41	×	
もんだい 問題 17	○		もんだい 問題 42	×	
もんだい 問題 18	×		もんだい 問題 43	○	
もんだい 問題 19	○		もんだい 問題 44	×	
もんだい 問題 20	×		もんだい 問題 45	○	
もんだい 問題 21	○		もんだい 問題 46	○	
もんだい 問題 22	○		もんだい 問題 47	×	
もんだい 問題 23	○		もんだい 問題 48	×	
もんだい 問題 24	×		もんだい 問題 49	○	
もんだい 問題 25	×		もんだい 問題 50	×	

☆見直しのポイント

不正解だった問題やわからなかった問題は、学科教本にマークし、後で暗記できる状態(明日になると忘れてしまいますので・・・)にしておきましょう。→問題で覚えると、文章などが変わるとわからなくなります。